

被災家屋等の解体・撤去に関する費用償還のご案内 (自費解体による費用償還制度)

穴 水 町
令和7年2月

本制度は、令和6年能登半島地震によって甚大な被害を受けた、倒壊の恐れがある被災家屋等の所有者等が被災家屋等の解体・撤去等を施工業者等と契約し、被災家屋等の所有者等が自らの費用をもって、その被災家屋等の解体・撤去等を既に完了した場合において、その要した費用を、町が申請者等に償還するものです。

1 償還の対象

■令和6年10月31日までに解体工事業者等と契約を行われた方

・家屋全体を解体し、解体により生じた廃材を撤去・処理するために令和6年10月31日までに解体工事業者等と契約した方で令和7年1月31日までに工事完了となるものに限ります。また、公費解体を穴水町に依頼することを前提として家屋等の一部を解体した場合も対象となります。

※やむを得ない理由がある場合はこの限りではありません。

■倒壊のおそれがある個人の家屋等、中小企業者の事業所等

「り災証明書」で、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」及び「半壊」と判定されたもの。

※「中小企業者の事業所等」とは、中小企業基本法に定める「中小企業者」等（これに準じる公益法人等を含む。）が所有する事業所や賃貸マンション等です。

2 受付窓口・時間等

■受付窓口：役場1階 環境安全課

■受付期間：令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）※土日祝を除く

■受付時間：午前9時～午後4時

問合せ	【穴水町環境安全課】 TEL 0768-52-3770 午前9時～午後4時まで
-----	--

3 受付に必要な書類等

■【個人・中小企業者・公益法人等共通】※必須

必要な書類等	備考
申請書（様式第1号）	
申請者の実印 （法人の場合は代表印）	既に申請書及び委任状に押印されていれば持ち込みは不要
印鑑登録証明書 （法人の場合は印鑑証明書）	
身分証明書	運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等
り災証明書	
工事写真	着手前、解体中、完了写真
解体した建物が特定できるもの	・登記されている場合は不要 （未登記の場合は、固定資産課税明細書等の建物の構造・面積が分かる書類の提出が必要） ※解体した建物の実面積が登記情報や固定資産情報の面積と異なる場合は、実面積が分かる資料（測量図及びその寸法が確認できる写真）が必要
見積書（内訳書）	工事の内訳が分かる資料
契約書	見積書（内訳書）、領収書と金額が一致していること
領収書	見積書（内訳書）、契約書と金額が一致していること
マニフェスト伝票	解体廃棄物を処分した伝票

■代理人の方が手続を行う場合にご用意いただく書類

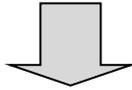
必要な書類等	備考
委任状	
代理人の認印	既に申請書及び委任状に押印されていれば持ち込みは不要

※個別の状況により必要書類を追加していただく場合があります。

4 申請から支払いまでの流れ

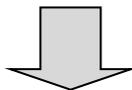
申請

役場1階 環境安全課に申請書などを持参してください。



現地確認及び審査

受付後、申請書類の審査及び場合によっては現地調査を行います。



償還額の算定

現地調査終了後、建築物の構造、延床面積などに応じて穴水町の基準により償還額を算定します。

決定通知書→依頼書の提出→振込

5 償還額の算定について

償還する額の上限は、穴水町が算定した額と申請者から解体工事業者への支払金額のいずれか低い方の額となります。

解体・撤去に要する費用（基準額）は、基本的に次のように算定します。

解体・撤去した家屋等の延床面積×町が定める構造別単価

なお、家屋等の延床面積は、原則、固定資産評価証明書によります。

6 Q & A

問1 申請者は、被災家屋等の所有者なのか？

答1 解体工事業者等と契約を締結した方が申請者となります。
※ただし、所有者の同意は必要です。

問2 解体工事業者等との契約書は作成していないが、対象となるか？

答2 令和6年10月31日までに解体工事業者と契約を締結していたことが確認できる書類が必要です。

問3 敷地内にある物置の解体撤去費用についても対象となるのか？

答3 固定資産証明書により床面積が確認できる物置等については、償還額の算定基礎に入ります。(半壊以上のり災判定なら可)

問4 被災家屋等の一部を危険除去のために、令和6年10月31日までに解体工事業者等と契約して解体・撤去したが対象となるのか？

答4 償還の対象は、被災家屋等の全体を解体・撤去した場合のみとなります。ただし、倒壊の危険があり、やむを得ず被災家屋等の一部を令和6年10月31日までに解体工事業者等と契約して解体し、その後、残りの部分の解体を穴水町に依頼する場合は対象となります。